

## 令和8年度山形市企業DX推進事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 市長は、生産性の向上を目的として、デジタル技術を活用し、業務の効率化や経営課題の解決に取り組む市内の中小企業者を支援するため、デジタルツールの導入等に係る経費について、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有する中小企業者（従業員の数が1人以上50人以下の企業をいう。）及び個人事業主とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同法第35条の2に規定する特定性風俗物品販売等営業を行う者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者
- (4) 法人の場合で、その役員のうち前2号のいずれかに該当する者のあるもの
- (5) 政治団体
- (6) 宗教上の組織又は団体
- (7) その他市長が補助対象者として適当でないと認める者

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者の区分に応じ、別表の補助対象事業の欄に定める事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国、県、市、民間団体、企業等からの補助金等の交付を受けていない事業

(2) 補助金の交付決定後に着手し、令和9年2月26日までに完了する事業  
(補助対象経費、補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助上限額は、補助対象者の区分に応じ、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付回数)

第5条 補助金の交付の回数は、1補助対象者につき1回とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第5条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者は、令和8年度山形市企業DX推進事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和9年1月29日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 山形市企業DX推進事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 事業所の所在地等を証明する書類（発行後3か月以内の履歴事項全部証明書、登記簿謄本等。個人事業主の場合は、開業届出書の写し等）
- (4) 従業員の数を証明する書類（厚生年金保険又は健康保険の標準報酬月額決定通知書の写し、労働保険概算・確定保険料申告書（控え）の写し、賃金台帳等）
- (5) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (6) 反社会的勢力排除に関する誓約書（別記様式第4号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、補助対象事業費の20%を超える増減以外の変更とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助対象事業の変更について市長の承認を受けようとするときは、令和8年度山形市企業DX推進事業計画変更承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第2号の規定により補助対象事業の中止又は廃止について市長の承認を受けようとするときは、その理由を記載した令和8年度山形市企業DX推進事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定にかかわらず、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助

事業者」という。)は、補助対象事業が完了したときは、令和8年度山形市企業DX推進事業費補助金実績報告書(別記様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の額を証明する書類の写し(請求書等)
- (2) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し(領収書等)
- (3) 収支精算書(別記様式第3号)
- (4) 機器を設置した場合は、設置後の写真及び機器の型番が分かる写真
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(関係書類の保存)

第9条 補助事業者は、補助対象事業に係る関係書類及び帳簿書類を、当該補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第10条 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産について、取得財産管理台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

(財産の処分の制限)

第11条 補助事業者は、規則第18条の規定により市長の承認を受けようとするときは、令和8年度山形市企業DX推進事業に係る財産処分承認申請書(別記様式第8号)に理由書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の承認をするときは、当該承認を受けようとする者に交付した補助金の全部又は一部に相当する額を市に納付させることができる。

3 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

ア 令和6年度山形市企業DX推進事業費補助金交付要綱（令和6年8月1日施行。以下「令和6年度要綱」という。）ならびに令和7年度山形市企業DX推進事業費補助金交付要綱（令和7年6月2日施行。以下「令和7年度要綱」という。）に基づく補助金（以下「令和6年度補助金」「令和7年度補助金」という。）の交付を受けていない者

補助対象事業		補助対象経費	補助金の額	補助上限額
必須事業	勤怠管理ツール等を市内の事業所で導入する事業	<p>勤怠管理ツール等の導入に要する次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p> <p>(1) 勤怠管理ソフトウェアの導入に要する経費</p> <p>(2) 勤怠管理に伴う周辺機器（ICカード打刻用機器、指紋認証用装置、静脈認証用装置等）の導入に要する経費</p> <p>(3) 給与管理ツールの導入に要する経費</p> <p>(4) 運行管理システムの導入に要する経費</p> <p>(5) 経費精算ツールの導入に要する経費</p> <p>(6) 前各号の導入に関する経費（システム利用料（年払・月払）を含む。）</p>	補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）	10万円
	任意事業	<p>ペーパーレス化につながるツール、設備等を市内の事業所で導入する事業</p> <p>ペーパーレス化につながるツール、設備等の導入に要する次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p> <p>(1) グループウェアの導入に要する経費</p> <p>(2) 日報アプリ等（施工管理アプリを含む。）の導入に要する経費</p> <p>(3) 業務用クラウド型アルコール検知器の導入に要する経費</p> <p>(4) 議事録作成ツールの導入に要する経費</p> <p>(5) OCRの導入に要する経費（AI OCRを含む。）</p> <p>(6) 前各号の導入に関する経費（システム利用料（年払・月払）を含む。）</p>	補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）	10万円

備考1 任意事業は、必須事業を行う場合に限り補助対象事業とする。

2 パソコン、タブレット、スマートフォン、プリンター、複合機等の導入に要する経費は、補助対象経費としない。

イ 令和6年度補助金の交付を受けた者

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助上限額
任意事業① ペーパーレス化につながるツール、設備等を市内の事業所で導入する事業	ペーパーレス化につながるツール、設備等の導入に要する次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。） (1) グループウェアの導入に要する経費 (2) 日報アプリ等（施工管理アプリを含む。）の導入に要する経費 (3) 業務用クラウド型アルコール検知器の導入に要する経費 (4) 議事録作成ツールの導入に要する経費 (5) OCRの導入に要する経費（AI OCRを含む。） (6) 前各号の導入に関する経費（システム利用料（年払・月払）を含む。）	補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）	10万円
任意事業② WEBサイト等の制作又はコミュニケーションツール等を市内の事業所で導入する事業	WEBサイト等の制作又はコミュニケーションツール等の導入に要する次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。） (1) WEBサイトの制作（ホームページの制作、改修又はリニューアル）に要する経費 (2) SNSの制作、改修又はリニューアルに要する経費 (3) ビジネスチャットの導入に要する経費 (4) WEB会議用のツール等の導入に要する経費 (5) 前各号の導入に関する経費（システム利用料（年払・月払）を含む。）	補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）	10万円
任意事業③ 各企業の課題に応じたDXや顧客満足度の向上に向けたDXを市内の事業所で導入する事業	各企業の課題に応じたDXや顧客満足度の向上に向けたDXの導入に要する次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。） (1) 予約・顧客管理システムの導入に要する経費 (2) 在庫・販売管理システムの導入に要する経費 (3) チャットボットの導入に要する経費 (4) デジタルサイネージの導入に要する経費 (5) 前各号の導入に関する経費（システム利用料（年払・月払）を含む。）	補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）	10万円

備考1 令和6年度要綱に定める必須事業及び任意事業について令和6年度補助金の交付を受けた場合は、任意事業②及び任意事業③に係る補助金の交付申請を行うことができる。また、

令和6年度要綱に定める必須事業についてのみ令和6年度補助金の交付を受けた場合は、任意事業①・②及び③に係る補助金の交付申請を行うことができる。

2 パソコン、タブレット、スマートフォン、プリンター、複合機等の導入に要する経費は、補助対象経費としない。

ウ 令和7年度補助金の交付を受けた者

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助上限額
任意事業① ペーパーレス化につながるツール、設備等を市内の事業所で導入する事業	ペーパーレス化につながるツール、設備等の導入に要する次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。） (1) グループウェアの導入に要する経費 (2) 日報アプリ等（施工管理アプリを含む。）の導入に要する経費 (3) 業務用クラウド型アルコール検知器の導入に要する経費 (4) 議事録作成ツールの導入に要する経費 (5) OCRの導入に要する経費（AI OCRを含む。） (6) 前各号の導入に関する経費（システム利用料（年払・月払）を含む。）	補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）	10万円
任意事業② WEBサイト等の制作又はコミュニケーションツール等を市内の事業所で導入する事業	WEBサイト等の制作又はコミュニケーションツール等の導入に要する次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。） (1) WEBサイトの制作（ホームページの制作、改修又はリニューアル）に要する経費 (2) SNSの制作、改修又はリニューアルに要する経費 (3) ビジネスチャットの導入に要する経費 (4) WEB会議用のツール等の導入に要する経費 (5) 前各号の導入に関する経費（システム利用料（年払・月払）を含む。）	補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）	10万円

備考1 令和7年度要綱に定める必須事業及び任意事業について令和7年度補助金の交付を受けた場合は、任意事業②に係る補助金の交付申請を行うことができる。また、令和7年度要綱に定める必須事業についてのみ令和7年度補助金の交付を受けた場合は、任意事業①及び②に係る補助金の交付申請を行うことができる。

2 パソコン、タブレット、スマートフォン、プリンター、複合機等の導入に要する経費は、補助対象経費としない。

年 月 日

（宛先）山形市長

申請者 所在地  
企業名等  
代表者氏名  
担当者氏名  
e-mail

### 令和8年度山形市企業DX推進事業費補助金交付申請書

令和8年度山形市企業DX推進事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

#### ※添付書類

- 1 山形市企業DX推進事業計画書（別記様式第2号）
- 2 収支予算書（別記様式第3号）
- 3 事業所の所在地等を証明する書類（発行後3か月以内の履歴事項全部証明書、登記簿謄本等。個人事業主の場合は、開業届出書の写し等）
- 4 従業員の数を証明する書類（厚生年金保険又は健康保険の標準報酬月額決定通知書の写し、労働保険概算・確定保険料申告書（控え）の写し、賃金台帳等）
- 5 補助対象経費に係る見積書の写し
- 6 反社会的勢力排除に関する誓約書（別記様式第4号）
- 7 その他市長が必要と認める書類

山形市企業DX推進事業計画書

1 企業概要（会社案内又はそれに類するもので代替することができる。）

企業名： \_\_\_\_\_ 所在地： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_ 電話番号： \_\_\_\_\_

設立年月日： \_\_\_\_\_ 年 月 日 従業員数： \_\_\_\_\_ 名

事業内容：

2 事業計画の名称

3 事業計画の概要

(1) 事業の目的	
(2) 現状の課題及び事業に取り組む必要性	
(3) 事業の内容	
(4) 事業により見込まれる効果	
(5) 実施予定期間	年 月 ~ 年 月

## 収支予算（精算）書

### 1 収入の部

（単位：円）

区 分	金 額	備 考
市補助金	（必須事業）	
	（任意事業）	
その他		
合 計		

### 2 支出の部

（単位：円）

区 分	金 額	備 考
企業DX推進事業	（必須事業）	
	（任意事業）	
合 計		

反社会的勢力排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、令和8年度山形市企業DX推進事業費補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助対象事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動又は政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
  - ア 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
  - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
  - エ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
  - オ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

年 月 日 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）山形市長

申請者 所在地  
企業名等  
代表者氏名  
担当者氏名

令和8年度山形市企業DX推進事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった標記補助事業について、下記のとおり計画を変更したいので、山形市補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう申請します。

記

- 1 変更の理由及び内容
- 2 収支予算書（別記様式第3号に準じて作成すること。）

（注）収支予算書は、補助金の交付決定通知がなされた事業の内容及び経費の配分を比較対照することができるよう、変更前を括弧書で上段に記載すること。

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）山形市長

申請者 所在地  
企業名等  
代表者氏名  
担当者氏名

令和8年度山形市企業DX推進事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった標記補助事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので、山形市補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により承認されるよう申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）山形市長

報告者 所在地  
企業名等  
代表者氏名  
担当者氏名

令和8年度山形市企業DX推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のありました令和8年度山形市企業DX推進事業の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業の実績

- (1) 事業計画の名称
- (2) 事業完了年月日 年 月 日
- (3) 設置場所
- (4) 交付決定額 円
- (5) 補助対象経費 (必須事業) 円  
(任意事業) 円
- (6) 補助金額 円

(内訳)

補助対象事業区分	内 容	補助対象経費（税抜）	補助金額
必須事業			
任意事業			
合 計			

※補助対象経費については、税抜金額になります。

※補助金額＝補助対象経費（税抜）×2/3（千円未満切捨て）、上限額は補助対象事業区分ごとに10万円

## 2 添付書類

- (1) 補助対象経費の額を証明する書類の写し（請求書等）
- (2) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し（領収書等）
- (3) 収支精算書（別記様式第3号）
- (4) 機器を設置した場合は、設置後の写真及び機器の型番が分かる写真
- (5) その他市長が必要と認めるもの

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）山形市長

申請者 所在地  
企業名等  
代表者氏名  
担当者氏名

令和8年度山形市企業DX推進事業に係る財産処分承認申請書

令和8年度山形市企業DX推進事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので承認くださるよう申請します。

記

- 1 処分の対象となる財産
- 2 処分の内容（目的外使用、譲渡、交換、貸付け、担保等）
- 3 処分の理由
- 4 財産取得時の状況

事業内容	施工又は設置場所	事業費	市補助金	備考

- 5 処分の方法（処分の相手方、処分価格、処分予定期日、処分条件等を記載し、譲渡に当たっては相手方の利用方法、利用計画等を記載すること。）